

第43期 決 算 公 告

平成21年6月30日
東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)
株式会社 韓国外換銀行 在日支店
日本における代表者 朱 在仲

第2 平成21年3月31日現在貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	1,625	現金	33,913
現金預け金	261	当座預金	660
現金預け金	1,364	普通預金	4,555
コ買債買商		貯蓄定期預金	400
コ買債買商		定期預金	22,268
コ買債買商		その他の預金	6,027
コ買債買商		コ買債買商	3,000
コ買債買商		コ買債買商	20,606
コ買債買商		コ買債買商	20,606
コ買債買商		コ買債買商	1,148
コ買債買商		コ買債買商	68
コ買債買商		コ買債買商	1,080
コ買債買商		コ買債買商	4,390
コ買債買商		コ買債買商	214
コ買債買商		コ買債買商	88
コ買債買商		コ買債買商	4,935
コ買債買商		コ買債買商	4,209
コ買債買商		コ買債買商	24
コ買債買商		コ買債買商	128
コ買債買商		コ買債買商	3,942
コ買債買商		コ買債買商	145
コ買債買商		コ買債買商	195
コ買債買商		コ買債買商	1,655
コ買債買商		コ買債買商	28,702
コ買債買商		コ買債買商	21,229
コ買債買商		コ買債買商	16
コ買債買商		コ買債買商	7,455
コ買債買商		コ買債買商	93,612
コ買債買商		コ買債買商	2,011
コ買債買商		コ買債買商	308
コ買債買商		コ買債買商	294
コ買債買商		コ買債買商	1,655
コ買債買商		コ買債買商	1,219
コ買債買商		コ買債買商	13,967
コ買債買商		コ買債買商	13,723
コ買債買商		コ買債買商	244
合 計	95,020	合 計	95,020

(記載上の注意): 貸借対照表

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提(会社計算規則131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 該当なし
当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 該当なし
当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 該当なし
当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 該当なし
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
有価証券の評価基準及び評価方法: その他の有価証券 - 評価後、その他有価証券評価差額金算入
有形固定資産の減価償却の方法 定率法
外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 期末の TT 仲値
貸倒引当金の計上方法 債権分類に応じた比率に基づき計上
退職給付引当金の計上方法 期末要支給額の100%
リース取引の処理方法 経費処理
ヘッジ会計の方法 該当なし
金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計
その他採用した重要な会計方針 該当なし
 - (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性に乏しいものを除く。)
会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容。 該当なし
表示方法を変更したときには、その内容 該当なし
 - (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事 該当なし
 - (5) 貸出金のうち破綻先債権(312百万円)、延滞債権(1,959百万円)、3ヶ月以上延滞債権(0円)及び貸出条件緩和債権(1,439百万円)の額並びにその合計額(3,712百万円) なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
 - (6) 有形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない 該当なし
 - (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 減価償却累計額(273百万円)、圧縮記帳額 該当無し
 - (8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。) 該当なし
 - (9) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限り)は、この限りでない。 該当なし
 - (10) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。 該当なし
 - (11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当なし
 - (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当なし
 - (13) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当なし
 - (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 該当なし
 - (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項 該当無し
 - (16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 該当なし
 - (17) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当なし
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
4. 「その他の資産、及び」その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
5. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書 平成 20 年 4 月 1 日から
平成 21 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	6,393	その他業務費用	
資金運用収益	5,119	外国為替売買損	
貸出金利息	1,891	商品有価証券売買損	
有価証券利息配当金	169	国債等債券売却損	
コールローン利息	6	国債等債券償還損	
買現先利息		国債等債券償却	
債券貸借取引受入利息		金融派生商品費用	
買入手形利息		その他の業務費用	
預け金利息	3	営業経費	968
金利スワップ受入利息	4	その他経常費用	3,640
外国為替受入利息	2,692	貸倒引当金繰入額	3,640
本支店為替尻受入利息	237	貸出金償却	
その他の受入利息	114	株式等売却損	
役務取引等収益	621	株式等償却	
外国為替受入手数料	621	金銭の信託運用損	
内国為替受入手数料		その他の経常費用	
その他の役務収益			
その他業務収益	478	経常利益	
外国為替売買益	478	(又は経常損失)	(2,023)
商品有価証券売買益		特別利益	52
国債等債券売却益		固定資産処分益	
国債等債券償還益		貸倒引当金戻入益	
金融派生商品収益		償却債券取立益	52
その他業務収益		金融先物取引責任準備金取崩額	
その他経常収益	173	その他の特別利益	
株式等売却益			
金銭の信託運用益		特別損失	24
その他の経常収益	173	固定資産処分損	24
		減損損失	
経常費用	8,417	金融先物取引責任準備金繰入額	
資金調達費用	3,728	その他の特別損失	
預金利息	320		
譲渡性預金利息		税引前当期純利益	
コールマネー利息	126	(又は税引前当期純損失)	(1,994)
売現先利息		法人税、住民税及び事業税	113
債券貸借取引支払利息		法人税等調整額	
売渡手形利息		当期純利益	
コマース紙利息		(又は当期純損失)	(2,108)
借入金利息	447	前期繰越利益剰余金	568
金利スワップ支払利息	17	利益準備金積立額	
外国為替支払利息	2,406	利益準備金取崩額	
本支店為替尻支払利息	409	本店への送金	
その他の支払利息		(本店からの補てん金)	(1,231)
役務取引等費用	80	繰越利益剰余金	308
外国為替支払手数料	80		
内国為替支払手数料			
その他の役務費用			

(記載上の注意): 損益計算書

1. 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2. 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること
 - (1) 直接経費(派遣職員給与等): 該当なし
 - (2) 間接経費割当額: 48百万円
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は費用の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
4. 法令に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときには、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
6. 「貸倒金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
7. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。